

18. (Gno.61) 生命倫理と法

代表：只木 誠

2011/02/04 (承認) 2011 年度 (開始)

【研究の目的】

比較法的な見地から、終末期医療、安楽死、胚の保護、患者の承諾等の問題を取り上げて、法制度、医療制度・環境などの面から、ドイツとわが国との現状の比較、検討の作業を行い、これを通して、生命倫理と法の問題について考察する。